

愛媛県報

発行 愛媛 県

第149号

令和2年10月16日金曜日 第149号

♦ 目 次 ♦
告 示

	1 3.	
\circ	落札者等の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
\circ	鳥獣保護区の存続期間の更新・・・・・・(自然保護課)・・・84	43
\bigcirc	特別保護地区の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
\circ	特定猟具使用禁止区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
\circ	農用地利用配分計画の認可・・・・・・(農政課農地・担い手対策室)・・・84	46
\circ	保安林予定森林にする旨の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
\bigcirc	保安林の指定の解除 (3件) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
\circ	漁業の許可又は起業の認可の申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
\circ	公共測量の実施の通知 (2件)(道路維持課) … 84	
\circ	土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
\circ	建設業者の許可の取消し(2件)・・・・・・・・・・・(東予地方局管理課、中予地方局管理課)・・・84	
\bigcirc	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・(中予地方局建築指導課) … 84	48
\bigcirc	道路の区域変更(県道蒋淵下波線)・・・・・・・(南予地方局管理課)・・・84	48
\bigcirc	道路の供用開始(
\circ	道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線)・・・・・・・・・・・(南予地方局大洲土木事務所)・・・84	49
\circ	道路の区域変更(県道肱川公園線)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
\bigcirc	道路の供用開始(49
\circ	道路の供用開始(県道串内子線)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	人事委員会規則	
0	愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の	
遃	道用を受けるものである。	

告 示

○愛媛県告示第1104号

次のとおり落札者を決定した。 令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する 機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	入札公告日
令和2年度サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子 力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4 番地2	令和2年10月6日	株式会社千代田テクノル 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町2丁目1 番43号	66,000,000円	令和2年8月25日

○愛媛県告示第1105号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥 獣保護区の存続期間を更新する。

- 111. - 1. 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. -

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 区域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|------|----------------|--------|-----------|
| 下伊台道 | 松山市石手二丁目の石手寺 | 令和2年 | 当該区域は、宅 |
| 後山鳥獣 | 前の国道317号と県道六軒家 | 11月1日 | 地、果樹園及び人工 |
| 保護区 | 石手線との交点を起点とし、 | から令和 | 林が広い範囲を占め |
| | ここから同県道を北西に進 | 12年10月 | ているものの、希少 |
| | み、市道道後41号線との交点 | 31日まで | 種を含む多様な鳥獣 |
| | に至り、ここから同市道を北 | | が生息していること |
| | 西に進み、県道六軒家石手線 | | から、鳥獣保護区に |

に出る。ここから同県道を北 西に進み、市道道後88号線と の交点に至り、ここから同市 道を北東ないし南西に進み、 市道道後145号線との交点に 至り、ここから同市道を西 に進み、市道道後90号線との 交点に至る。ここから同市道 を南西に進み、市道道後87号 線との交点に至り、ここから 同市道を北西に進み、県道松 山北条線に出る。ここから同 県道を北西に進み、市道道後 97号線との交点に至り、ここ から同市道をほぼ北に進み、 市道道後98号線との交点に至 る。ここから同市道を西に進 み、県道松山北条線に出て、 同県道をほぼ北東ないし東に 進み、県道松山東部環状線と の交点に至り、ここから同県 道を南東に進み、市道湯山36 号線との交点に至る。ここか ら同市道をほぼ南西に進み、 国道317号に出て、同国道を 南西ないし西に進み、起点に 至る線に囲まれた区域

指定し、当該地区に 生息する鳥獣の保護 を図る。

一方で、鳥獣によ る農作物への被害も 多数発生している現 状をふまえ、有害鳥 獣捕獲により被害を 及ぼす鳥獣の生息数 を調整するととも に、同地区に生息す る他の鳥獣に著しい 影響を及ぼすことの ないように留意する。 点に至り、ここから同市道を 南東に進み、市道(野)大重 長谷線との交点に至り、ここ から同市道を東ないし北に進 み、県道野村柳谷線に出る。 ここから同県道をほぼ南東な いし南西に進み、県道肱川公 園線との交点に至る。ここか ら同県道をほぼ北に進み、市 道 (野) 堂野窪線との交点に 至り、ここから同市道をほぼ 東に進み、松尾橋を経て、同 橋東端に至る。ここから稜線 を南東に進み、市道(野)河 成堂野窪線に出て、同市道を 南西に進み、市道(野)赤木 線との交点に至り、ここから 同市道を南ないし東に進み、 市道 (野) 赤木佐須線との交 点に至り、ここから同市道を ほぼ南東に進み、市道(野) 佐須線との交占に至り、ここ から同市道を南東に進み、同 市野村町と同市城川町との境 界に至る。ここから同境界を ほぼ南に進み、新辰の口橋を 経て、更に同境界をほぼ南西 に進み、市道(野)大領地線 に出て、同市道を北に進み、 市道(野)坂石大領地線との 交点に至り、ここから同市 道をほぼ北西に進み、市道 (野) 坂石線との交点に至 る。ここから同市道を北ない し南西に進み、市道(野)坂 石関平線との交点に至り、 ここから同市道をほぼ南に進 み、市道(野)中山線との交 点に至り、ここから同市道を ほぼ南西に進み、市道 (野) 植木中山線との交点に至る。 ここから同市道をほぽ西ない し南に進み、市道(野)植木 成穂線との交点に至り、ここ から同市道をほぼ北西に進 み、市道(野)釜川阿下線と の交点に至る。ここから同市 道をほぼ北西に進み、白王橋 南端に至り、ここから同橋を 北西に進み、同橋北端で県道 宇和野村線に出て、同県道を ほぼ東に進み、市道(野)鎌

田線との交点に至り、ここか

鹿野川ダ 獣保護区

大洲市肱川町山鳥坂の鹿野 同 ム周辺鳥 川大橋東端を起点とし、ここ から県道肱川公園線を東に進 み、県道小田河辺大洲線との 交点に至り、ここから同県道 を北東ないし南東に進み、 市道ダム河辺橋線との交点に 至る。ここから同市道を南東 ないし北西に進み、市道公園 清水橋線との交点に至り、こ こから同市道をほぼ南東に進 み、県道肱川公園線に出て、 同県道をほぼ南東に進み、市 道康申堂藤野原線との交点に 至る。ここから同市道を南な いし西に進み、市道藤野原汗 嵐線との交点に至り、ここか ら同市道をほぼ南に進み、同 市と西予市野村町との境界で 市道(野)汗嵐藤之原線との 交点に至り、ここから同市道 をほぼ南に進み、市道 (野) 汗嵐長谷線との交点に至る。 ここから同市道をほぼ東に進 み、市道(野)長谷線との交

F. 当該区域は、鹿野 川湖のほかは丘陵地 が多く植生も多様で あり、鳥類の生息に 適していることか ら、鳥獣保護区に指 定し当該区域に生息 する鳥獣の保護を図

> また、定期的に巡 視を実施するなどに より、静謐な環境の 保持を図り、鳥獣の 安定的な生息に著し い影響を及ぼすこと のないよう留意する。

ら同市道をほぼ北東に進み、 市道(野)中通川西線との交 点に至る。ここから同市道を ほぼ南東ないし北東に進み、 野村町鎌田地区のシモダバで 山林と耕地との境界に至り、 ここから同境界をほぼ東ない し北東に進み、同市道に出 る。ここから同市道をほぼ東 ないし北に進み、同町川平地 区の観音平で同地区の突合に 通じる谷との交点に至り、こ こから同谷を北東に進み、同 地区の突合から市道 (野) 栗 木川平線に通じる山道に出 て、同山道を西に進み、同市 道に出て、同市道を西ないし 北東に約170メートル進み、 市道 (野) 中通川西線に通じ る山道との交点に至り、ここ から同山道を北東ないし北西 に進み、同市道に出る。ここ から同市道を北に進み、同地 区と同町本村地区との境界の 稜線で山林と耕地との境界に 至り、ここから同境界を北な いしほぼ南西に進み、同町栗 木地区と同町西地区との境界 に至り、ここから同境界を ほぼ南西に進み、同市道に 出て、同市道をほぼ北西に進 み、市道(野)西肱川線との 交点に至る。ここから同市道 を北東に進み、同市と大洲市 との境界で市道大平森線との 交点に至り、ここから同市道 をほぼ北西ないし西に進み、 大豊橋南端に至る。ここから 同橋を北東に進み、同橋北端 で県道蔵川大谷線に出て、同 県道を東に進み、市道久下大 屋敷線との交点に至る。ここ から同市道をほぼ北東に進 み、農道二本松線との交点に 至り、ここから同農道を北東 ないし北西に進み、農道ジン ジヤマ線との交点に至り、こ こから同農道を北西に進み、 農道オモダ線との交点に至 り、ここから同農道をほぼ西 ないし北東に進み、市道久下 下オクノタ線に出る。ここか ら同市道を北東ないし南東に

| | 進み、国道197号に出る。こ
こから同国道をほぼ北西に進
み、鹿野川大橋西端に至り、
ここから同橋を北東に進み、
起点に至る線に囲まれた区域 | | | |
|--------------------|--|---|---|---|
| 鹿島鳥獣
保護区 | 南宇和郡愛南町鹿島の全域 | 同 | 4 | 当該区域は、大樹林地とした場合を保証をしています。 単独 では |

○愛媛県告示第1106号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別保護地 区を指定する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 区域 | 存続期間 | 保護に関する指針 |
|-------|---------------|-----------------|-----------|
| 11 13 | 四 场 | .11-10/C241 LE1 | |
| 鹿野川ダ | 大洲市肱川町山鳥坂の鹿野 | 令和2年 | 鹿野川ダム周辺鳥 |
| ム周辺鳥 | 川ダム貯水池の常時満水位の | 11月1日 | 獣保護区のうち、鹿 |
| 獣保護区 | 貯水線に囲まれた区域のう | から令和 | 野川ダム貯水池の特 |
| 特別保護 | ち、同市肱川町大谷の大谷 | 12年10月 | に良好な生息環境と |
| 地区 | 橋、西予市野村町坂石の船戸 | 31日まで | なっている区域につ |
| | 橋、黒瀬橋及び宇和川橋より | | いて、特別保護地区 |
| | 下流の区域 | | に指定し、当該地域 |
| | | | に生息する鳥獣の生 |
| | | | 息環境を保全する。 |
| | | | また、定期的な巡 |
| | | | 視を実施し、静穏な |
| | | | 環境の保持を図り、 |
| | | | 鳥獣の生息環境に著 |
| | | | しい影響を及ぼすこ |
| | | | とのないよう留意す |
| | | | る。 |
| 鹿島鳥獣 | 鹿島鳥獣保護区全域(南宇 | 同上 | 当該区域に生息す |
| 保護区特 | 和郡愛南町鹿島の全域) | | る野生鳥獣の生息環 |

| DII / D 3# 1/1 | | 境を保全する。 |
|----------------|--|-----------|
| 別保護地 | | 児を休至りる。 |
| 区 | | また、定期的な巡 |
| | | 視を実施し、静穏な |
| | | 環境の保持を図り、 |
| | | 野生鳥獣の生息環境 |
| | | に著しい影響を及ぼ |
| | | すことのないよう留 |
| | | 意する。 |
| | | |

○愛媛県告示第1107号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使 用禁止区域を指定する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 名 称 | 区 域 | 存続期間 | 禁止に係
る特定猟
具の種類 |
|-----|----------------------|--------|----------------------|
| 下島山 | 西条市下島山の市道玉津4号線の下島山 | 令和2年 | 銃 器 |
| ・大谷 | 橋北端を起点とし、ここから同市道を北に | 11月1日 | |
| 特定猟 | 進み、市道玉津大谷東線との交点に至る。 | から令和 | |
| 具使用 | ここから同市道を東に進み、国道11号を横 | 12年10月 | |
| 禁止区 | 断し、市道八幡原下島山線に至り、ここか | 31日まで | |
| 域 | ら同市道を東に進み、市道大谷東線との交 | | |
| | 点に至る。ここから同市道をほぼ東に進 | | |
| | み、東大谷川に出て、同川右岸を上流に進 | | |
| | み、同市と新居浜市との境界に至る。ここ | | |
| | から同境界を南に進み、渦井川左岸堤防に | | |
| | 出て、同堤防を北西に進み、鶯橋南端で市 | | |
| | 道下島山所藪線との交点に至り、ここから | | |
| | 同市道を西に進み、市道玉津4号線との交 | | |
| | 点に至り、ここから同市道を西に進み、下 | | |
| | 島山橋南端に至る。ここから同橋を北に進 | | |
| | み、起点に至る線に囲まれた区域 | | |
| 東蓮寺 | 宇和島市吉田町沖村の東蓮寺ダムの常時 | 同上 | 銃 器 |
| ダム特 | 満水位の貯水線 | | |
| 定猟具 | | | |
| 使用禁 | | | |
| 止区域 | | | |

○愛媛県告示第1108号

令和2年9月24日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

| | 賃 | 借権 | の設 | 定等を受ける | 者 | 賃借権の設定等 | を受ける土地 |
|--------|---|----|----|--------|---|---------------------------|--------|
| 氏名又は名称 | | | | 住 | 所 | 所在及び地番 | 面積(m³) |
| 青 | 井 | 秀 | 典 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市門田町
705番3ほか6筆 | 6,332 |
| 青 | 井 | 雅 | 裕 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
1097番ほか5筆 | 4,364 |
| 池 | 本 | 盛 | 重 | 愛媛県松山市 | ħ | 愛媛県松山市由良町
乙10番1ほか6筆 | 9,463 |
| 池 | 本 | 雄 | 吉 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
乙186番6ほか3筆 | 9,597 |
| 石 | 本 | 和 | 也 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
1093番ほか5筆 | 4,210 |
| 石 | 本 | 勝 | 教 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
乙184番2ほか2筆 | 4,406 |
| 小 | 林 | 徹 | 雄 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
1094番ほか7筆 | 7,174 |
| 坂 | 本 | 和 | 久 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市門田町
652番 1 ほか11筆 | 5,001 |
| 林 | | | 諭 | 愛媛県松山市 | ħ | 愛媛県松山市由良町
1091番ほか3筆 | 2,179 |
| Щ | 内 | | 明 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
乙20番1ほか4筆 | 10,756 |
| Щ | 内 | 耕力 | 大郎 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市由良町
乙183番2ほか8筆 | 13,627 |
| Щ | 岡 | | 篤 | 愛媛県松山市 | Ħ | 愛媛県松山市門田町
718番2ほか11筆 | 13,020 |
| Ш | 岡 | 欣 | 也 | 愛媛県松山市 | ħ | 愛媛県松山市門田町
丙119番2ほか1筆 | 8,616 |
| Щ | 西 | | 智 | 愛媛県松山市 | ħ | 愛媛県松山市門田町
653番1ほか2筆 | 2,181 |
| Щ | 本 | | 剛 | 愛媛県松山市 | ħ | 愛媛県松山市門田町
625番ほか4筆 | 3,908 |

2 認可年月日

令和2年10月7日

○愛媛県告示第1109号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字明神戊99の20、戊99の25から戊99の29まで、戊99の64、戊99の68、戊99の71、戊99の74、戊99の75、戊99の78、戊99の79、戊99の83

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神戊99の20・戊99の64・戊99の68・戊99の71・戊99の 83(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1110号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 今治市玉川町木地字子シ畑辛23の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第1111号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 今治市玉川町木地字子シ畑辛24の6 (次の図に示す部分に限 る。)、辛24の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1112号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所 今治市玉川町木地字子シ畑辛24の6 (次の図に示す部分に限 る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面は愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1113号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項

(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年10月16日から29日まで

○愛媛県告示第1114号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 令和2年10月5日から 令和3年1月15日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市北部・西部・南部 愛媛県南宇和郡愛南町北部

○愛媛県告示第1115号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和2年9月10日から

12月25日まで

3 作業地域 愛媛県今治市大西町

○愛媛県告示第1116号

西条市港新地土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 西条市港新地土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画 書の写し
- (2) 西条市港新地土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

令和2年10月21日から11月18日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1117号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可
年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消 年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因
となった事実 |
|------------------|-----------------|---------|-------|--------------------|---------------|------------------------------|------------------|
| (般 – 27) 第9045号 | 平成28年
2月25日 | ㈱村上工業所 | 村上 欣央 | 新居浜市黒島1-5-57 | 令和2年
8月11日 | 管工事業
鋼構造物工事業
機械器具設置工事業 | 建設業の廃業 |
| (般-27)第14603号 | 平成27年
8月28日 | (有)パル住建 | 真木 文雄 | 西条市西泉乙88 | 令和2年
8月27日 | 建築工事業 | 建設業の廃業 |
| (般 – 27) 第15826号 | 平成27年
10月12日 | 藤坂建設 | 藤坂 信隆 | 今治市大西町山之内甲
1234 | 令和2年
8月27日 | 建築工事業 | 建設業の廃業 |
| (般-29)第2130号 | 平成29年
12月4日 | ㈱髙橋産業 | 髙橋 岩雄 | 四国中央市寒川町3938 | 令和2年
8月31日 | 造園工事業 | 建設業の廃業
(一部) |
| (般-27)第5816号 | 平成27年
11月21日 | (前三和興産 | 渡部 伸哉 | 今治市菊間町種4555 – 1 | 令和2年
8月31日 | 管工事業 | 建設業の廃業
(一部) |

○愛媛県告示第1118号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号 | 許 可 年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消 年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因
となった事実 |
|---------------|----------------|--------|-------|---------------|---------------|---|------------------|
| (般-29)第15005号 | 平成29年
5月13日 | 伸和環境㈱ | 篠原 環 | 松山市勝岡町234 | 令和2年
9月8日 | 土木工事業、電気工事業
管工事業
機械器具設置工事業
水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-27)第10973号 | 平成27年
9月20日 | (有甲冷社 | 上甲 正志 | 松山市南斎院町70-8 | 令和2年
9月17日 | 管工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-31)第18269号 | 平成31年
4月22日 | 二宮建設㈱ | 二宮 健 | 松山市堀江町甲2076-2 | 令和2年
9月30日 | 石工事業、鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業 | 建設業の廃止
(一部) |

○愛媛県告示第1119号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和 2 年10月16日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

| 検査済証の番号
及び交付年月日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は
工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 2 中局建(開)第24号
令和 2 年10月 7 日 | 伊予郡松前町大字昌農内字在長530番4 | 伊予郡松前町大字昌農内484番地3
東 豊 一
東 排 子 |

○愛媛県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の目から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 | 間 | 旧·新
別 | 敷 地 の幅 員 | 延長 | 備考 |
|-------|--------------------|--------------------------------|---|----------|---------------|-----------------|----|
| II Y | -H- \III \J_ \side | 宇和島市蒋淵1383番2地先から 同市蒋淵1381番地先まで | | 旧 | メートル 2.8~ 3.0 | キロメートル
0.020 | |
| 県 道 | 蒋淵下波線 | 宇和島市蒋淵1383番2地先から 同市蒋淵1381番地先まで | | 新 | 6.2~ 6.3 | 0.020 | |

○愛媛県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------|---|------------|---|---|---|---|------------|
| 県道 | 蒋淵下波線 | 宇和島市蒋淵13 | | たから | | | | | 令和2年10月16日 |

○愛媛県告示第1122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 旧·新
別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|-----------------|---------------|---|----------|---------------|-----------------|----|
| 県 道 | 100.17 立公唐 古相 始 | 上:坦士 | | 旧 | メートル 6.8~ 8.3 | キロメートル
0.015 | |
| 乐 | 柳沢新谷停車場線 | 大洲市柳沢乙1493番 2 | | 新 | 7.3~10.6 | 0.015 | |

○愛媛県告示第1123号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | X | 間 | 旧·新
別 | 敷地の帽員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|------------------|---|----------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 肱川公園線 | 大洲市肱川町山鳥坂448番12 | | 旧 | メートル
5.0~ 6.0 | キロメートル
0.030 | |
| 京 追 | 加川公園縣 | 人們用瓜川町 口局办440街12 | | 新 | 5.2~ 8.4 | 0.030 | |

○愛媛県告示第1124号

道道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------|----------|---|---|---|---|---|--------------|
| 県道 | 肱川公園線 | 大洲市肱川町山川 | 鳥坂448番12 | | | | | | 令和 2 年10月16日 |

○愛媛県告示第1125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路σ | 種類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-----|----|---|------|---|----------|---|---|---|---|---|---|------------|
| 県 | 道 | E | 串内子絲 | 泉 | 大洲市田処乙16 | | ò | | | | | 令和2年10月16日 |

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1233

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月16日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則7-479) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第6条 省略

- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者 (以下「受給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就 き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しない うちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起 算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本 手当に相当する退職手当を支給する。
 - (1) 雇用保険法の規定による基本手当<u>、高年齢求職者給付金又は</u> 特例一時金

(2) · (3) 省略

(4) 条例第10条第6項又は第7項の規定による退職手当(以下 「特例一時金に相当する退職手当」という。)

3 · 4 省略

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第12条 省略

2 · 3 省略

- 4 条例第10条第1項の規定による退職手当の受給資格者は、待期 日数の経過した後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資 格証を提示して、待期日数の間における失業の認定を受けるもの とする。
- 5 省略
- 6 任命権者は、基本手当に相当する退職手当の支給の請求を受けた場合には、受給資格者が、雇用保険法<u>第19条及び</u>第32条から第34条までの規定に準じて<u>支給の制限</u>を行うべき事実の有無を確認の上、前回の支給期日以降当該支給期間の前日までの期間についての基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。7~12 省略

第15条の2 省略

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

- 第15条の3 特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「特例受給資格者」という。)は、任命権者から 失業者の退職手当特例受給資格証(様式第15号の5。以下「特例 受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 特例受給資格者は、前項に規定する特例受給資格証の交付を受 けようとするときは、失業者の退職手当特例受給資格証交付請求

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第6条 省略

- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者 (以下「受給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就 き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しない うちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起 算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本 手当に相当する退職手当を支給する。
 - (1) 雇用保険法の規定による基本手当又は高年齢求職者給付金

(2) · (3) 省略

3 · 4 省略

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第12条 省略

2 · 3 省略

- 4 <u>基本手当に相当する</u> 退職手当の受給資格者は、待期 日数の経過した後速やかに管轄公共職業安定所に出頭し、受給資 格証を提示して、待期日数の間における失業の認定を受けるもの とする。
- 5 省略

第15条の2 省略

- 書 (様式第15号の6) に特例受給資格者の退職前6月の賃金表を 添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければ ならない。
- 3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定 は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。こ の場合において、これらの規定(第6条第2項第1号及び第2号 の規定を除く。)中「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、 「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格 証」とあるのは「特例受給資格証」と読み替えるものとする。
- 4 特例一時金に相当する退職手当で条例第10条第6項の規定によるものは、当該特例受給資格者が前項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。
- 5 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第10条第7項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第3項の規定による求職の申込みをした後、条例第10条第6項の規定による退職手当の特例受給資格者にあつては第3項において準用する第12条第4項の規定による失業の認定を受けた後において、支給期日に管轄公共職業安定所に出頭し、特例受給資格証を提示した上で職業の紹介を求めるとともに、特例一時金に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の7)に管轄公共職業安定所長の証明を受けて、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。
- 6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する 者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資 格者となつた場合においては、当該基本手当の支給を受けること ができる日数(条例第10条第6項の規定による退職手当に係る場 合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業 の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給す る。

(就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者又は条例第10条第11項に規定する者は、同条第 10項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けよ うとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退 職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する 者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に 相当する退職手当支給申請書(様式第15号の8)に、同号口に該 当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労 働省会第3号) 第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を 除く。) に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退 職手当支給申請書 (様式第15号の9) に、同省令第83条の4第1 項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就 業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書 (様式第15号の 10) に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促 進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当す る退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第10項第5 号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当す る退職手当支給申請書 (様式第17号) に、同項第6号に掲げる求 職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号 に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手 当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職

(就業促進手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第4号

から第6号までの規定による退職手当の支給を受けよ うとするときは、同項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退 職手当のうち、雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する 者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業手当に 相当する退職手当支給申請書 (様式第15号の5) に、同号口に該 当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労 働省令第3号) 第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を 除く。) に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退 職手当支給申請書 (様式第15号の6) に、同省令第83条の4第1 項に規定する就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就 業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(様式第15号の 7) に、同法第56条の3第1項第2号に該当する者に係る就業促 進手当に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当す る退職手当支給申請書(様式第16号)に、条例第10条第10項第5 号に掲げる移転費に相当する退職手当にあつては移転費に相当す る退職手当支給申請書 (様式第17号) に、同項第6号に掲げる求 職活動支援費に相当する退職手当のうち同法第59条第1項第1号 に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手 当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職

手当支給申請書(様式第18号)に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書(様式第18号の3)にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証と提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添付しないことができる。

2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記入した上、返付しなければならない。

第18条 省略

<u>(特例受給資格者の氏名等の変更の届出及び特例受給資格証の再</u> 交付)

第18条の2 第16条の2の規定は特例受給資格者の氏名等の変更の 届出について、第17条の規定は特例受給資格証の再交付について 準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」と あるのは「特例受給資格者」と、「受給資格証」とあるのは「特 例受給資格証」と、同条中「失業者の退職手当受給資格証再交付 申請書(様式第19号)」とあるのは、「失業者の退職手当特例受 給資格証再交付申請書(様式第20号の2)」と読み替えるものと する。

附則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 省略

(特定退職者に関する暫定措置)

3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4 に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第4条第1 項及び第16条第1項の規定の適用については、第4条第1項中 「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和50年労働 省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同省令 第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退 職した者のほか、次のとおり」と、第16条第1項中「雇用保険法 施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法 施行規則」とする。

様式第7号(第12条一第14条、第15条一<u>第18条の2</u>関係) 省略 様式第9号(第12条、第15条の2<u>、第15条の3</u>関係) 省略

様式第15号の8 省略

様式第15号の9 省略

様式第15号の10 省略

手当支給申請書 (様式第18号) に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当支給申請書 (様式第18号の2) に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書 (様式第18号の3) にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証

を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に 提出しなければならない。ただし、受給資格証<u>又は高年齢受給資格証</u>を提出することができないことについて正 当な理由があるときは、受給資格証<u>又は高年齢受給資格証</u>

を添付しないことができる。

2 任命権者は、前項に規定する就業手当に相当する退職手当支給申請書、再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書、常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書、求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書及び求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は高年齢受給資格証

第18条 省略

上、返付しなければならない。

附 則

1 省略

2 省略

様式第7号 (第12条一第14条、第15条一<u>第18条</u> 関係) 省略 **様式第9号** (第12条、第15条の2_______関係) 省略

様式第15号の5 省略 様式第15号の6 省略

様式第15号の7 省略

| 省略 | | | 省略 | | | |
|----|---------------------------|---|----|------|-----------|--|
| 省略 | | | 省略 | | | |
| | (高年齢 <u>・特例</u>) 受給資格者氏名 | P | | (高年齢 |) 受給資格者氏名 | |
| 省略 | | | 省略 | | | |

第2条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。 様式第15号の4の次に次の3様式を加える。

| | | 失業 | 者の退職手当 | á特例受給 | 資格証 | | | 台帕番号 | |
|----------|---------|----|--------|-------|------|----|------------|--------|--------|
| | 年 | 月 | 日交付 | | | 年 | : <u>F</u> | 日日 | 求 職申込み |
| 特例 | 氏名 | | | 性別 | 男・女 | 生年 | 月日 | 年 | 月 日 |
| 受 給 | N 4 | | | 「工力リ | 77.7 | 年 | 齢 | 満 | 歳 |
| 資 格
者 | 現住所 | | | | | | | | |
| 退罪 | 哉 事 日 | 3 | | | | | | | |
| 受 給 | 期限目 | 3 | | | 年 | 月 | 日 | | |
| 待期清 | | 1 | | | 年 | 月 | 日 | | |
| 基本目 | 手当の日客 | 頁 | | | | | 円 | | |
| | 年 | 月 | Ħ | | | | | | |
| | | | | | | 任 | :命権者 | ž
H | E |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | 失業者の退職 | 手当特例受給資 | 資格証交付 | 請求書 | | | |
|---------|--------|---------|-------|-----|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 任命権者 | 様 | | | | | | |
| | | | 請求者 | 住 所 | | | |
| | | | | 氏 名 | | | |
| ī | | | | | | | |
| 退職年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| | | | | | | | |
| 退職当時の職名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 請求者の氏名は、記名押印に代えて署名することができる。

| 試第15号の7 (第1 | 5条の3関係) | 特例一時 | 金に相当 | する退職手 | ·当支給甲 | 請書 | | | | |
|--------------------|--------------------------|------|------|-------|-------|----------|------|----------|------|-----|
| | | 特例一 | 時金に | 相当する | る退職手 | 三当支給目 | 申請書 | | | |
| | | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| 愛媛県知事 | 1 | 様 | | | | | | | | |
| | | | | | | 申請者 | 住 彦 | Í | | |
| | | | | | | 1 813 11 | 氏 名 | ,
1 | | |
| 台帳番号 | 第 | | 号 | 退職年 | 三月日 | | | 年 | 月 | 日 |
| 退職当時の所 属 | | | | 職 | 名 | | | | | |
| 求職申込
 年 月 日 | 年 | 月 | 日 | 待期 | 日数 | | 日 | 給付
日数 | | 日 |
| 上記の者が 上記の者が 1 待期日数 | が次の期間失年 月 | Ħ | いたこ | とを証明 | | 〉共職業3 | 安定所長 | į.
Ž | | Ē |
| | つ日の翌日」 | | め申込 | みをし | た日(| 年 | 三月 | 日) | から | 日間 |
| (2) 待期日 | ッ/
□数満了のE
∈で 日間 | | (| 年 | 月 | 日) から | う支給期 | 月日(| 年 | 月 |
| 退職の日 | なを必要とし
1の翌日以後
月 日) | 後求職の | | をしたF | 1 (| 年 | 月 | 日) か | ら支給期 | 月日(|

| 様式第20号の次に次の1様式を加える。 | | |
|---------------------|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 様式第20号の2 (第18条の2関係 | 系) 失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書 |
|---------------------------|--------------------------|
| | 失業者の退職手当特例受給資格証再交付申請書 |
| | 年 月 日 |
| 任命権者 | 様 |
| | 住 所
申請者
氏 名 |
| 特例受給資格証台 帳 番 号 | 第 号 |
| 特例受給資格証の日付 | 年 月 日 |
| 退職当時の職名 | |
| 本 籍 地 | |
| 再 交 付 理 由 | 滅失・紛失・毀損 |

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 「再交付理由」欄は、該当事項を○で囲むこと。

| 17/-1 | HII |
|-------|-----|
| ויונו | |

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

令和 2 年10月16日 発行 859